

ぼだいじ訪問看護ステーション 重要事項説明書

☐ 介護保険（介護予防） ☐ 医療保険

1 当事業所の法人概要

事業者名称	社会福祉法人 近江ちいろば会
代表者氏名	理事長 森 口 茂
本社所在地	滋賀県湖南市菩提寺 3 2 7 番地 4
連絡先	電話：0748-74-4040 FAX：0748-76-3025

2 事業所の概要

事業所名	ぼだいじ訪問看護ステーション	ぼだいじ訪問看護ステーション サテライト草津
事業所所在地	〒520-3242 滋賀県湖南市菩提寺 327-4	〒525-0028 滋賀県草津市上笠 1 丁目 1-22
業者の指定番号	介護保険：2562390043 滋賀県（訪問看護・介護予防） 医療保険：2390043 近畿厚生局 25500608 滋賀労働局長	

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	居宅において、主治の医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な指定訪問看護等を提供することを目的とします。
運営方針	（１）ぼだいじ訪問看護ステーション・サテライト草津の看護職員（看護師・理学療法士等）は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援します。 （２）事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 ただし、24時間緊急対応体制あり
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
定休日	土曜日・日曜日・年末年始（12/30～1/3） ※ 年末年始・連休の前後は、医療的処置の必要な利用者の訪問を優先する場合がありますので、ご了承ください。

5 事業所の従業員

	職員数	職務内容	勤務体制
管理者	1名	事業所管理業務	常勤
看護師	常勤換算2.5名以上	訪問看護業務	常勤・非常勤
理学療法士等	3名以上	訪問リハビリテーション業務	常勤・非常勤

6 サービス提供地域

通常のサービス 提供実施地域	草津市・湖南市・野洲市・甲賀市水口町・近江八幡市・守山市・東近江市・竜王町・栗東市・日野町
-------------------	---

7 提供するサービスの内容

症状の観察・内服管理・整容清潔のケア・食事・排泄のケア・リハビリテーション
介護療養相談・褥瘡予防、褥瘡等皮膚の処置・浣腸、排便の排便コントロール
ターミナル（終末期）のケア・留置カテーテル等の管理・他医療処置

8 提供するサービスの料金

利用料、利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額、 その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてにお届けします。
② 利用料、利用者負担額、 その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の 20 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （ア）利用者指定口座からの自動振替 （イ）現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

介護保険にて訪問看護を利用する場合

- ※利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、
正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。
- ※ 利用限度額を超える場合は、その点数の 10 割を実費負担とさせていただきます。
- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行ないます。
- ※ （利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

9 緊急時の対応

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先に連絡します。

10 ハラスメントの防止について

- ① 当事業所は誰であっても「ハラスメント」を受けることがない、「ハラスメント」の無い職場の実現を目指しています。
- ② ハラスメントの意味
訪問看護の提供、利用の場面で暴力、暴言、不当な要求、相手に著しく迷惑をかける言動、または相手方に不快感を与える性的な言動を意味します。
- ③ 職員に対する教育および指導
職員に、利用者または家族に対して「ハラスメント」を行うことがないように研修、指導を行います。
- ④ 苦情または相談
職員から「ハラスメント」を受けた場合は、苦情相談窓口にご相談、または苦情をお申し出ください。
- ⑤ 利用者またはその家族による「ハラスメント」の禁止
訪問看護の提供を困難にします。職員に対する「ハラスメント」は行わないでください。

11 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 内匠 佳子
-------------	-----------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ 介護相談員を受入れます。
- ⑥ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12 感染対策

- (1) 利用者に発熱や咳、下痢などの感染症状がある場合、職員が感染予防具を着用させていただくことがあります。
- (2) 感染症状のある場合、居宅介護支援事業所、ご家族様等へ連絡させていただくことがあります。
- (3) 職員の健康管理には最大の注意を払っており、日々の体調管理、報告、感染防護の備蓄、教育研修等の体制を整えております。
- (4) 予測のできない感染症について、職員、利用者及び家族の感染症が発生した場合、相互に賠償の責任は負わないものとします。

13 災害時等、有事の際について

大規模災害や、大規模感染症など有事の際は、一時ステーション閉鎖や業務縮小する可能性があります。その際、主治医・ケアマネージャー等に相談し連携体制をとっている訪問看護ステーションへ依頼する他、利用中の他事業所のサービス調整の提案をいたします。

14 サービス提供に関する相談、苦情について

苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 担当 管理者 内匠 佳子	所在地 滋賀県湖南市菩提寺 327 番地 4 電話番号 0748-74-4040 ファックス番号 0748-76-3025
【市町村（保険者）の窓口】 湖南市健康福祉部高齢福祉課	所在地 滋賀県湖南市夏見 588 番地 電話番号 0748-71-2356 ファックス番号 0748-72-1481
【市町村（保険者）の窓口】 甲賀市健康福祉部長寿福祉課	所在地 滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地 電話番号 0748-69-2164 ファックス番号 0748-63-4085
【市町村（保険者）の窓口】 野洲市健康福祉部高齢福祉課	所在地 滋賀県野洲市辻町 433-1 電話番号 077-588-2337 ファックス番号 077-586-3668
【市町村（保険者）の窓口】 近江八幡市福祉保健部介護保険課	所在地 滋賀県近江八幡市土田町 1313 番地 電話番号 0748-33-3511 ファックス番号 0748-31-2037
【市町村（保険者）の窓口】 竜王町福祉課高齢者福祉係	所在地 滋賀県蒲生郡竜王町小口 3 番地 電話番号 0748-58-3705 ファックス番号 0748-58-8019
【市町村（保険者）の窓口】 東近江市健康福祉部長寿福祉課	所在地 滋賀県東近江市八日市緑町 10 番 5 号 電話番号 0748-24-5645 ファックス番号 0748-24-5693
【市町村（保険者）の窓口】 守山市健康福祉部介護保険課	所在地 滋賀県守山市吉身二丁目 5 番 22 号 電話番号 077-582-1127 ファックス番号 077-581-0203
【市町村（保険者）の窓口】 栗東市健康福祉部長寿福祉課	所在地 滋賀県栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号 電話番号 077-553-1234 ファックス番号 077-554-1123
【市町村（保険者）の窓口】 草津市健康福祉部介護保険課	所在地 滋賀県草津市草津三丁目 13 番 30 号 電話番号 077-561-2369 ファックス番号 077-561-2480
【市町村（保険者）の窓口】 日野町長寿福祉課高齢者福祉介護担当	所在地 滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目 1 番地 電話番号 0748-52-6501 ファックス番号 0748-52-0089
【公的団体の窓口】 滋賀県国民健康保険団体連合会	所在地 滋賀県大津市中央 4 丁目 5 番 9 号 電話番号 077-510-6605 ファックス番号 077-510-6606

◎ ぼだいじ訪問看護ステーション からのお願い

利用者・家族との信頼関係のもとに、安全・安心な環境で質の高いケアを提供できるよう、以下の点についてご協力ください。

○職員に対する金品等の心付けはお断りしています。

職員がお茶やお菓子、お礼の品物等を受け取ることも事業所として禁止しております。また、金銭・貴重品の管理にご協力ください。

○ペットをゲージへ入れる、リードにつなぐ等の協力をお願いします。

大切なペットを守るため、また、職員が安全にケアを行うためにも、訪問中はリードをつけていただくか、ゲージや居室以外の部屋へ保護するなどの配慮をお願いします。職員がペットにかまれた場合、治療費等のご相談をさせていただく場合がございます。

○訪問の記録について

職員の訪問記録は、端末機（スマートフォン）を使用しております。訪問時の入力をご了承ください。

提供するサービスの利用料、利用者負担額について

※ 介護予防訪問看護・訪問看護（介護保険）

看護師による 介護予防、 訪問看護費	訪問看護Ⅰ 1	訪問看護Ⅰ 2	訪問看護Ⅰ 3	訪問看護Ⅰ 4
	20 分未満	30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分未満
	介 護 予 防 訪 問 看 護 （要支援）			
	1 割： 325 円	483 円	850 円	1, 167 円
	2 割： 649 円	965 円	1, 699 円	2, 333 円
	3 割： 973 円	1, 448 円	2, 549 円	3, 499 円
	訪 問 看 護 （要介護）			
	1 割： 336 円	504 円	881 円	1, 207 円
	2 割： 672 円	1, 008 円	1, 762 円	2, 414 円
	3 割:1, 008 円	1, 512 円	2, 642 円	3, 621 円
	※早朝（午前 6 時～午前 8 時）夜間（午後 6 時～午後 10 時）は 25%増し、 深夜（午後 10 時～翌朝 6 時）は 50%増しとなります。 ※同一敷地内建物等又は利用者が 20 人以上居住する建物の利用者にサービスを行う場 合、1 回の訪問は 90/100 となります。 ※上記費用に対してサービス提供体制強化加算Ⅱが算定されます。 サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 1 割：4 円/回 2 割：7 円/回 3 割：10 円/回 看護師等の総数のうち、勤続年数 3 年以上の者の占める割合が 30%以上であること、 個別の研修計画を作成し、計画に沿った研修を実地している場合等に算定されます。			
理学療法士等 による 介護予防、 訪問看護費	訪問看護Ⅰ 5	訪問看護Ⅰ 5×2	訪問看護Ⅰ 5×2 超	
	20 分	40 分	60 分	
	介 護 予 防 訪 問 看 護 （要支援）			
	1 割： 304 円	608 円	456 円	
	2 割： 608 円	1, 216 円	912 円	
	3 割： 912 円	1, 824 円	1, 368 円	
	訪 問 看 護 （要介護）			
	1 割： 315 円	630 円	851 円	
	2 割： 629 円	1, 259 円	1, 702 円	
3 割： 944 円	1, 888 円	2, 552 円		

加 算	※理学療法士等については「(介護予防) 訪問看護計画書」に基づき、看護業務の一環として在宅リハビリテーションを提供します。 ※介護保険を持っている場合は介護保険優先（厚生労働大臣が定める疾患等、特別訪問 看護指示期間中は除く）となります。 ※週 6 回（1 回 20 分）を限度に利用できます。 ※1 日に、2 回（40 分）超えのサービス実施時には、90/100（訪問看護）となります。 ※理学療法士等が利用開始日の属する月から 12 月超の利用者に指定介護予防訪問看護を行った場合は、1 回につき 5 単位を減算いたします。（本取扱いについては、令和 3 年 4 月から起算して 12 月を超える場合から適用） ※上記費用に対してサービス提供体制強化加算Ⅱが算定されます。 サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 1 割：4 円/回 2 割：7 円/回 3 割：10 円/回 看護師等の総数のうち、勤続年数 3 年以上の者の占める割合が 30%以上であること、個別の研修計画を作成し、計画に沿った研修を実地している場合等に算定されます。
	初回加算（Ⅰ） 1 割：375 円/月 2 割：749 円 3 割：1,124 円 初回加算（Ⅱ） 1 割：321 円/月 2 割：642 円 3 割：963 円 ※初回加算Ⅰ：病院、診療所、介護保険施設から退院又は退所した日に看護師が初回の看護を行い、訪問看護計画書を作成した場合に初回加算（Ⅰ）が算定されます。 ※初回加算Ⅱ：訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回の訪問看護を行った場合に算定されます。 ※新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、初回の訪問看護を行った月に算定されます。ただし、退院時共同指導加算を算定する場合は算定されません。 ※過去 2 ヶ月において訪問看護の提供を受けていない場合は再開月に算定されます。 ※要支援者が要介護認定（要介護者が要支援認定）を受けた場合は算定されます。
	退院時共同指導加算 1 割：642 円 2 割：1,284 円 3 割：1,926 円 ※主治医と連携し在宅生活における必要な指導を実施し退院した場合に算定されます。
	特別管理加算（Ⅰ） 1 割：535 円/月 2 割：1,070 円 3 割：1,605 円 ※在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている場合、留置カテーテル等を使用している場合等に算定されます 特別管理加算（Ⅱ） 1 割：268 円/月 2 割：535 円 3 割：803 円 ※在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や、人工肛門等を設置している状態や、真皮を超える褥瘡の状態である場合、点滴を週 3 回以上おこなっている場合等に算定されます。
	緊急時訪問看護加算（Ⅰ） 1 割：642 円 2 割：1,284 円 3 割：1,926 円 （24 時間緊急対応体制を申請された利用者のみ算定。） ※ただし、緊急に訪問看護を行った場合は、訪問の所要時間に応じた訪問看護費が算定されます。その月の 2 回目以降の緊急訪問については、早朝、夜間、深夜加算が算定されます。 ※早朝（午前 6 時～午前 8 時）夜間（午後 6 時～午後 10 時）は 25%増し、深夜（午後 10 時～翌朝 6 時）は 50%増しとなります。
	ターミナルケア加算 1 割：2,675 円 2 割：5,350 円 3 割：8,025 円 ※死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケア（終末期ケア）を行った場合は、死亡月に加算されます。
	長時間訪問看護加算 1 割：321 円/回 2 割：642 円/回 3 割：963 円 ※特別管理加算の対象者について、1 時間 30 分以上の訪問看護を行った場合に加算されます。
	看護・介護職員連携強化加算 1 割：268 円/月 2 割：535 円/月 3 割：803 円 ※訪問看護事業所と連携し、たんの吸引等に係る計画、訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合に算定されます。

	複数名訪問加算（Ⅰ） ※2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合 30分未満 1割：272円/回 2割：544円 3割：816円 30分以上 1割：432円/回 2割：861円 3割：1,291円 複数名訪問加算（Ⅱ） ※看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合 30分未満 1割：215円/回 2割：430円 3割：645円 30分以上 1割：340円/回 2割：679円 3割：1,018円 ※算定要件 同時に複数の看護師等（両名とも看護師又は理学療法士、作業療法士等であることを要する）により、訪問看護を行うことについて、利用者やその家族等の同意を得ている場合、次のいずれかに該当する場合に算定されます。 ① 利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合 ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ③ その他利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められる場合
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 1割：4円/回 2割：7円 3割：10円 ※看護師等の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上であること、個別の研修計画を作成し、計画に沿った研修を実地している場合等に算定されます。

1単位単価＝地域区分：滋賀県草津市（5級地） 10.70円

その他の費用について

① 交通費	通常サービス提供地域については、無料です。 通常サービス提供地域外の方は、その地域から外れた地点から訪問先の実費100円/1Kmをいただきます。	
② 看護職員	准看護師が訪問した場合、利用料は90%になります。	
③ エンゼルケア料	15,000円 死後のご遺体のお世話を致します。	
④ 文書料 領収書	1ヶ月 1,000円 その他文書 申請1件に付 2,000円＋複写物等10円/1面	
⑤ 衛生材料	処置に必要なドレッシング材やテープ使用等した時は請求いたします。 ・エアウォール 1m 250円 ・ジェントルロール 50cm 400円 ・サージカルテープ（12mm×9m） 50円 ・サージカルテープ（25mm×9m） 100円 ・ワセリン チューブタイプ 500円 ・不織布ガーゼ 200枚（15×15） 300円 ・お薬カレンダー 1枚 100円	
⑥ キャンセル料	サービス利用をキャンセルされる場合、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	前日17時までに連絡があった場合	キャンセル料は不要です。
	前日17時を過ぎて連絡があった場合	2,000円を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		

※サービス提供証明書について

（利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

提供するサービスの利用料、利用者負担額について

※ 医療保険

		□ 1 割	□ 2 割	□ 3 割
		看護職員等	看護職員等	看護職員等
利用料	1 回目	1,322 円	2,644 円	3,966 円
	2 回目以降（週 3 日まで）	855 円	1,710 円	2,565 円
	週 4 回目以降（看護職員） （理学療法士等）	955 円 855 円	1,910 円 1,710 円	2,865 円 2,565 円
	特別管理加算 （1 月につき）	※（Ⅰ）500 円	1,000 円	1,500 円
		※（Ⅱ）250 円	500 円	750 円
	24 時間対応体制加算 （1 月につき）	680 円	1,360 円	2,040 円
	早朝・夜間加算 （6 時～8 時、18 時～22 時）	210 円	420 円	630 円
	深夜加算 （22 時～6 時まで）	420 円	840 円	1,260 円
	訪問看護情報提供療養費 （1 月につき）	150 円	300 円	450 円
	退院時共同指導加算 （初回のみ）	800 円	1,600 円	2,400 円
	特別管理指導加算 （初回のみ）	200 円	400 円	600 円
	外泊中の訪問看護 （入院中 1 回、疾患により 2 回）	850 円	1,700 円	2,550 円
	退院支援指導加算 （退院当日訪問）	600 円	1,200 円	1,800 円
	緊急訪問看護加算 （主治医の指示にて緊急訪問）	265 円	530 円	795 円
	複数名訪問看護加算 （週 1 回につき）	450 円	900 円	1,350 円
	ベースアップ評価料	78 円	156 円	234 円
	訪問看護医療 DX 情報活用加算 （1 月につき）	5 円	10 円	15 円
その他の利用料		① 超過料金 1 時間 30 分を超えた時	30 分毎に 2,000 円	
		② 定休日の訪問	30 分毎に 4,000 円	
		③ 死後のご遺体のお世話	15,000 円	
		④ 外出の同行	1 時間あたり 8,000 円	
		⑤ 交通費（消費税含む）1 回に毎に必要となります。	草津市	220 円
			守山市・栗東市	440 円
			上記外地域	550 円

※特別なものとして、上記に加算されるもの。(その金額の保険負担割合を算定) ・長時間訪問看護加算(90分以上、対象者に制限あり) 5,200円/週3回 ・1日複数回訪問(2回目 4,500円、3回目 8,000円) ・ターミナルケア療養費 25,000円 死亡日及び死亡日前14日以内(15日間)に2回以上ターミナルケア(終末期ケア)を行った場合に算定されます。 ・緩和ケア・褥瘡ケアに係る専門看護師との同行 12,850円(1人月1回) ※特別管理加算(Ⅰ)在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている場合、留置カテーテル等を使用している場合等に算定されます。 ※特別管理加算(Ⅱ)在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や、人工肛門等を設置している状態や、真皮を超える褥瘡の状態である場合、点滴を週3回以上おこなっている場合等に算定されます。 ※精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)精神障害を有する方、又はその家族が対象です。 ・30分未満の場合 1回目(1割)1,169円、2回目以降 週3日まで(1割)725円、週4日目以降(1割)810円に算定されます。 ※精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)外泊時の訪問看護 8,500円/日の算定です。 ※乳幼児加算(6歳未満)1,300円/日 算定されます。 ただし、以下の①～③のいずれかに当てはまる場合は、1,800/日が算定されます。 ①超重症児又は準超重症児、②別表第7に掲げる疾病の者、③別表第8に掲げる者 ※理学療法士等については、「(介護予防)訪問看護計画書」に基づき、在宅リハビリテーションを中心に、指定訪問看護等のサービスを提供します。 ※理学療法士等のリハビリテーションは、厚生労働大臣が定める疾患等、特別訪問看護指示期間中は週4日以上訪問が可能で、1日に2回以上訪問も可能です。 ※訪問看護医療DX情報活用加算はオンライン資格確認等システムを通じ、診療情報を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、医療を提供した場合に算定できる加算です。	
※身障手帳や福祉券をお持ちの方、公費負担の対象者等は利用料のご負担がない場合があります。	

その他の費用について

①キャンセル料	サービス利用をキャンセルされる場合、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	前日 17 時までには連絡があった場合	キャンセル料は不要です
	前日 17 時を過ぎて連絡があった場合	2,000 円を請求いたします。
②文書料 領収書	1 ヶ月 1 通に付 1, 0 0 0 円 その他文書 申請 1 件に付 2, 0 0 0 円+複写物等 1 0 円/ 1 面	
③衛生材料	処置に必要なドレッシング材やテープ使用等した時は請求いたします。 ・エアウォール 1 m 250 円 ・ジェントルロール 50 cm 400 円 ・サージカルテープ (12 mm×9m) 50 円 ・サージカルテープ (25 mm×9m) 100 円 ・ワセリン チューブタイプ 500 円 ・不織布ガーゼ 200 枚 (15×15) 300 円 ・お薬カレンダー 1 枚 100 円	
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

本書面において、サービス利用する際の重要な事項について説明を行いました。

事業者	所在地	滋賀県湖南市菩提寺 327 番地 4
	法人名	社会福祉法人 近江ちいろば会
	代表者名	理事長 森 口 茂
	事業所名 所在地	ぼだいじ訪問看護ステーション 滋賀県湖南市菩提寺 327-4
	説明者氏名	
	事業所名 所在地	ぼだいじ訪問看護ステーション サテライト草津 滋賀県草津市上笠 1 丁目 1-22
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

ご本人	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	